

まちづくりプロジェクト推進室

☎32-2169(再開発)
☎32-2059(ごみ)

みんなが納得できるまちづくりに向けて大きく動き始めました！その動きをわたくし、まちプロマンが紹介します！

生まれ変わるアルネ・津山

11/3 アルネ・津山がリニューアル！

平成11年の開業後初めての大规模改装が行われました。1～3階には雑貨や衣料、子ども服などの店舗が新規入店、3階には子どもたちが遊べる「おもちゃ大使館」がオープンしました。開店前には長蛇の列がで、家族連れなど多くの人が足を運び、盛況を見せました。

再開発

● ありかた委員会 第5回 11/9
のうごき 第6回 11/30

● 第3次再建計画までの経過について委員会見解を総括し、11月9日から第3次計画の検証に入りました。11月30日には計画案策定に携わった松嶋英機弁護士の講演がありました。

● ホームページに会議の内容を掲載中！テレビ津山でも随時放送中！

● すいーすいーにぎわいだ。

ごみ処理センターの技術

まちプロマンのワンポイント講座

ごみ処理技術最前線 その①

焼却灰溶融

ごみを焼却した後に発生する焼却灰は、今では市外へ搬出して処理しています。新しいセンターではそれを高温で溶かし、残ったスラグもリサイクルする計画です。

焼却灰

灰溶融

1,300℃以上

スラグ 無害化

ブロック 舗装道路材

ごみ

候補地 公募中！

12月15日(金)まで

積極的な立候補をお願いします。公募要領はホームページをご覧ください。

● 適地選定委員会のうごき

● 第2回 11/2 津山ブロックのごみ処理の現況を確認しました。

● 第3回 11/17 建設候補地の選定要件の審議を開始しました。

所得税と住民税の控除差額を減額

所得税と個人住民税では人的控除（所得控除のうち扶養控除などの）の額に差があるため、そのままでは税源移譲により、納税者の負担が増えてしまいます。それを調整するため、個人住民税所得割額から次の額を減額します。

個人住民税の課税所得金額が

200万円以下の人

①人的控除額の差の合計額
②個人住民税の課税所得金額 } いずれか小さい額の5%を減額

200万円を超える人

人的控除額の差の合計額
－（個人住民税の課税所得金額－200万円）
の5%を減額
※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

例 夫婦と子ども2人（妻所得なし、子ども1人は特定扶養）の人的控除額の差は？

	所得税	住民税	差額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養	63万円	45万円	18万円
一般扶養	38万円	33万円	5万円

人的控除額の差 33万円

これらのほか、住民税の定率減税廃止や税額控除率の変更等と平成20年度の個人住民税から実施される「地震保険料控除」の新設や、所得税の税率変更に伴う「住宅ローン控除」の経過措置などについては、ホームページのほか、今後ポスターやパンフレットなどでもお知らせします。

減額期間

改修時期が早いほど長く減額されます。

平成18年～21年 ⇒ 3年間
平成22年～24年 ⇒ 2年間
平成25年～27年 ⇒ 1年間

申告方法

課税課（市役所2階5番窓口）に備え付けの耐震基準適合住宅用減額申告書に記入して申告する。

添付資料 建築士・指定確認検査機関、または指定住宅性能評価機関による現在の耐震基準に適合した工事であることの証明書

締め切り

改修後 3か月以内

問い合わせ先 課税課☎32-2016

住宅耐震改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅耐震改修に伴う減額措置の創設

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅（併用住宅を含む）

耐震改修 30万円以上の工事費

改修家屋のうち住宅部分にかかる固定資産税の2分の1を減額（1戸当たり120㎡相当分まで）

住宅耐震改修工事で住宅の固定資産税を減額